

審判員・審判インストラクター 行動規範について

(一社) 鹿児島県バスケットボール協会審判委員会

公益財団法人日本バスケットボール協会審判員および審判インストラクターに関する規程 第17条[審判員の遵守義務]

審判員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本協会の各種規程・規則を遵守すること
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本のバスケットボール発展に貢献すること
- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任を持って行動すること
- (4) 試合に関して不正行為または操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たないこと
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること

第32条[審判インストラクターの遵守義務]

審判インストラクターは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本協会の各種規程・規則を遵守すること
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行うよう審判員を指導し、日本のバスケットボール発展に貢献すること
- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判インストラクター技能の向上に努めるとともに、審判インストラクターとしての自覚と責任を持って行動すること
- (4) 試合に関して不正行為または操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たないこと
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること

- 1 上記の規定を受け、審判員並びに審判インストラクターは各条(1)～(7)を遵守すること。
遵守されない場合については、上記規定第19条および第33条に則り

- (1) 注意(口頭による注意)
- (2) 嚴重注意(文書による注意)
- (3) 審判・審判インストラクターライセンスの停止(一定期間の審判インストラクターライセンスの停止)
- (4) 審判・審判インストラクターライセンスの降級(下位の審判インストラクターライセンスへの変更)
- (5) 審判・審判インストラクターライセンスの失効

とする。

2 鹿児島県審判委員会としての申し合わせ事項

公認審判員として活動するすべての審判員は、上記の規定に則り、競技の普及発展に資するものとする。また、以下の項目に注意し、日常における自己の行動を律し、審判員としての信頼を損なうような行動をとらないように配慮すること。

- ① 常に公平な立場を自覚し、特定のチーム関係者と利害関係のあるような行動、割り当て等の情報漏洩がないようにすること。(本人にそのつもりがなくても、第三者からの目線を考えること)
 - ・審判割り当ての情報等、守秘義務があることを理解する
 - ・ツイッター等、不特定多数の人が閲覧できる場での書き込みに気をつける
- ② コート外での行動についても言動や立ち振る舞いについては注意すること
 - ・ハラスメント的な言動による指導やミーティングをしない
 - ・レフリーウェアのままでも喫煙、内履きや外履きの区別
- ③ 全国大会、各種ブロック大会、県の大会等においても、審判役員として従事する際には自身の立場を理解し、大会関係者やチーム関係者からの信頼を損なうことがないよう気をつけること
 - ・ドレスコードの配慮
 - ・22時以降の飲酒の厳禁
- ④ 各ゲームにおいて暴力・危険行為や懲罰に抵触すると認識できる内容、通常とは異なる事象、各方面から問い合わせがあると認識できるケースが生じた場合は、クルーチーフは、ゲーム後速やかに割当責任者が審判委員長へその状況を報告すること。
 - ・ディスクオリファイ (DQ)、ファイティング、また通常では起こらないケース
 - ・各チームからすぐに問い合わせがくると考えられるミス (処置の間違い)
- ⑤ 重大なトラブルが発生した場合の対応
 - ・重大なトラブル発生時は速やかに審判委員会、TO 部会および担当審判、担当 TO と連携し、以下を進めていく。
 - ・客観的事実に基づき事実確認を行う (証言だけでなく映像等により客観的事実の確認)
 - ・事実確認に基づき原因の究明、原因の明確化
 - ・再発防止のための具体的方策および各種指導 (審判員含め) 等の対応協議
 - ・上記3②~④を明確にした上で、競技規則 44-2-6、46-9 に則り、成立した試合における得点等の訂正等を行わない。
- ⑥ インテグリティ精神
 - ・オンコートでは、ライセンス・年齢・性別に関係なくゲーム運営
 - ・オフコートでも、誰に対しても常にリスペクト
 - ・常に、オンコート・オフコートは、見られている・撮られている意識で行動

※ 審判員の行動は個人として評価されるのではなく、審判組織全体として評価されることになる。組織の一員としての自覚を常に持ち、審判員という立場の特殊性を理解した上で自らの行動を常に省みて、信頼される審判員を目指すこと。上記の内容を含め、高い人間力を備えることで様々なレフリー技術の習得、発揮につながることを理解すること。

3 上記をふまえ、審判員として以下の項目を徹底すること。

- ① 都合伺い
 - ・ teamJBA にて各種大会の審判都合伺いが出された際の期日厳守と早めのレスポンス
 - ・ 割当通知後の急な変更の際は、速やかに割り当て担当者に連絡
- ② ゲーム前
 - ・ 担当ゲームの60分前には会場着
 - ・ 到着が遅れる場合は会場主任に連絡
 - ・ クルーでのプレゲームカンファレンス(自身のゲーム等がある場合は考慮する)
 - ・ ボールや TO 器具等の確認および TO やコミッショナーとの連携を密に図る
- ③ ゲーム中
 - ・ 10分前コートイン
 - ・ スコアシート確認後のサイン
 - ・ ケガや体調不良の場合は申し出る
- ④ ゲーム後
 - ・ インストラクターを中心にミーティング
 - ・ 暴力行為や危険行為などのケースが起こった際は、審判委員長に報告
- ⑤ その他
 - ・ 特定の選手・コーチ・チーム関係者との接触を極力避ける
 - ・ 自身の割り当て等に関してチーム関係者への口外をしない
 - ・ コート外での言動にも気を付ける
 - ・ 翌日のレフェリングを考慮し、22時以降の飲酒は厳禁（宿泊が伴う場合の門限も）
- ⑥ 県外派遣等に関して
 - ・ 審判委員長への報告を必ずすること
 - ・ 審判委員会の HP にある様式を参考にレポートを作成し、審判委員長に提出
 - ・ 旅費等の清算については、派遣終了後速やかに行う
 - ・ 気候等を考慮しながら服装には気を付ける
- ⑦ 緊急時の連絡先
 - 鹿児島県バスケットボール協会 審判委員会
 - 審判委員長 原田 拓朗
 - TEL 090-7397-2935
 - Mail takuroureferee@gmail.com